

令和 7 年度（2025年度）

健全化判断比率及び資金不足比率
に 関 す る 審 査 意 見 書

横 須 賀 市 監 査 委 員

横 監 第 25 号

令和 8 年（2026 年） 8 月 31 日

横須賀市長 上 地 克 明 様

横須賀市監査委員 鷹 野 加裕子

同 井 上 東

同 南 まさみ

同 加 藤 ゆうすけ

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率
に関する審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率 及び資金不足比率に関する審査意見

第 1 審査の種類

健全化判断比率及び資金不足比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づく審査）

第 2 審査実施の期間

令和 8 年 7 月 23 日から同年 8 月 17 日まで

第 3 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 4 審査の主な着眼点

審査に付された令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令の規定に準拠して作成され、正確に算定されているか。

第 5 審査の実施内容

横須賀市監査基準に準拠し、関係書類との照合その他必要と認めた審査手続を実施した。

第 6 審査の結果及び意見

審査に付された令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類は関係法令の規定に準拠して作成されており、その計数は誤りのないものと認められた。

次のとおり、健全化判断比率については早期健全化基準内、資金不足比率については経営健全化基準内となっていたが引き続き財政及び経営の健全化に努められたい。

(1) 令和7年度健全化判断比率

(単位：％)

健全化判断比率 の 名 称	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	6 年度 中核市 平 均	早 期 健全化 基 準	財 政 再 生 基 準
実 質 赤 字 比 率	－	－	－	－	－	－	11.25	20
連結実質赤字比率	－	－	－	－	－	－	16.25	30
実質公債費比率	5.9	5.5	5.6	6.2	6.3	5.4	25	35
将 来 負 担 比 率	22.2	17.1	26.0	36.2	35.4	52.7	350	

- (注) 1. 表中における年度表記は、元号を省略し記載した。
2. 「－」は、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じなかったことを示す。
3. 中核市平均の実質公債費比率及び将来負担比率の数値は、総務省「令和6年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要（確報）」の数値を基にした。

ア 実質赤字比率について

この比率は、一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計（公園墓地事業費、母子父子寡婦福祉資金貸付事業費及び公債管理費をいう。）（以下「一般会計等」という。）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

一般会計等の合計において前年度に引き続き実質赤字額はなかった。

イ 連結実質赤字比率について

この比率は、一般会計、特別会計及び公営企業会計の全会計を対象とした実質赤字額と資金不足額を加えた連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

一般会計、特別会計及び企業会計の全会計において前年度に引き続き連結実質赤字額はなかった。

ウ 実質公債費比率について

この比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、直近3か年平均により算出する。

実質公債費比率は 6.3 パーセントとなっており、早期健全化基準を下回っていた。なお、公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金の減少などにより、単年度の比率は下降（改善）したが、直近3か年平均により算出する実質公債費比率においては前年度に比べて 0.1 ポイント上昇（悪化）している。

また、令和6年度中核市平均と比較すると 0.9 ポイント上回っている。

エ 将来負担比率について

この比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

将来負担比率は 35.4 パーセントとなっており、早期健全化基準を下回っていた。なお、標準財政規模の増加により、前年度に比べて 0.8 ポイント下降（改善）している。

また、令和 6 年度中核市平均と比較すると 17.3 ポイント下回っている。

（２）令和 7 年度資金不足比率

（単位：％）

会 計 の 名 称	資金不足比率		経営健全化基準
	当年度	前年度	
水 道 事 業 会 計	—	—	20
下 水 道 事 業 会 計	—	—	
病 院 事 業 会 計	—	—	

（注）「—」は、資金不足額が生じなかったことを示す。

資金不足比率について

この比率は、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。

全ての公営企業会計において前年度に引き続き資金不足額はなかった。